- 備考1 この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。
 - (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
 - (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
 - (3) 移動するもの
 - (4) 個人が開設するもの
 - (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの
 - 2 無線従事者免許証の番号の変更は、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線 従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。
- 注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事 務所長とする。
 - 2 該当する□にレ印を付けること。
 - 3 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
 - 4 1の欄は、次によること。
 - (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
 - (2) 申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
 - (3) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - 5 2の欄は、次によること。
 - (1) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。
 - (2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
 - 6 無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。
 - (1) 4の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (2) 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、口にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。
 - (3) 10の欄は、次によること。
 - ア 無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町○一○一○何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び6の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。
 - イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その 停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
 - (4) 12 の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、 □にレ印を付けること。
 - (5) 13の欄は、該当する口にレ印を付けること。
 - (6) 14の欄は、次によること。
 - ア 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指 定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただ

- し、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。
- イ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点(無線設備の設置場所又は常置場所に限る。)及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。
 - a 電波の発射の停止を確認することができること。
 - b 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。
 - c インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御する ための具体的措置がなされていること。
- ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- エ 周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。
- オ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- (7) 15 の欄は、次によること。
 - ア 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに 該当する事項を記載すること。
 - イ変更の種別の欄は、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。
 - ウ 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
 - エ 変更に係る部分について、当該変更後の事項を記載すること。
 - オ その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事 設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 7 免許事項証明書又は申請(届出)に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請(届出)者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。
- 8 申請(届出)書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。